

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

2月20日開催の臨時教育委員会へのお礼を述べ、2月中に開催した小中一貫教育導入検討委員会や町学力向上推進会議等の各種会議内容、また2月・3月の校長研修会内容等について報告し、挨拶を行った。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

議事録の承認について、1月11日開催の第10回定例教育委員会議事録の事前内容確認において、山口教育委員から2カ所の字句修正の指摘を受けたことを報告し字句の修正内容の確認を行い、また橋本教育委員から1カ所字句修正の指摘があり、内容確認のうえ口頭において訂正をお願いし、その修正した内容をもって承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

修正内容をもって、承認を受ける。

（2）議案審議

教育長

これから議案の審議を行います。

議案第31号、東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則の一部を改正する規則についてを議題として審議を行ないます。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第31号、東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由は、東彼杵町立彼杵学校及び東彼杵中学校において、スクールバスを使用して通学する対象地区の範囲を拡大するにあたり、規則の一部を改正する必要があるため、教育委員会の承認を求めるものです。

スクールバスの拡大については、令和6年度から彼杵小学校区では4地区、東彼

杵中学校では旧彼杵中学校区に係る遠距離区域について、令和6年度から拡大し対応するもので、改正内容については新旧対照表を参照ください。

(以下、議案書の新旧対照表により説明を行う。)

以上の地区を追加し、付則については、この規則は令和6年4月1日から施行することとしております。説明は以上です。

教育長

この計画内容については、以前の教育委員会でお諮りして承認を受けており、これを規則として示すということの提案になります。

これから質疑を行います。ご質問等をお願いします。

なお、確認ですが、東彼杵中学校の改正後の追加に「太の浦」の後に「遠目」があり、その末尾にも「遠目の一部」とありますが、間違いありませんか。

教育次長

間違いになりますので、下線部分の「太の浦」の後の「遠目」を削除して下さい。

教育長

削除訂正の申出がありましたので、修正をして下さい。

橋本委員

東彼杵中学校で地区名の後の「一部」の意味は、人を意味するのですか。

教育次長

この「一部」は、人ではなく属地としての意味になります。

太の浦及び遠目は、嬉野市立大野原小中学校も通学区域となりますので、このような「〇〇の一部」との表示になっております。

現状として、遠目地区内の児童生徒では、東彼杵中と大野原小中学校に通学している状況です。

橋本委員

その様な意味であれば、遠目と太の浦地区内の東彼杵中学校に通う生徒は全員が対象ということですか。

教育次長

その様に考えています。

また、ご指摘があったように、このような「一部」との表示は適当ではないと思われまますので、一部の表示についても削除をお願いしたい。

第6条の「対象範囲」としては、属人ではなく属地としての理解をお願いします。

教育長

只今、教育次長から削除の申出がありましたので、修正を致します。

他に、ご質問はありませんか。

長下委員

中学校では、音琴方面は今回では未だ対象になりませんか。

教育次長

音琴方面は、計画として令和7年度からを予定しています。令和6年度中にバス購入予算を上げていますので、その様な見込です。

なお、千綿小学校も7年度から予定しており、同様に令和6年度予算に計上しておりますので、また準備が整い次第、規則の改正をお願いさせていただきます。

教育長

先ほどの修正以外、他に質疑はございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

質疑なしと認めます。

これから議案第31号、東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則の一部を改正する規則についての承認を求めます。

お諮りします。異議はありますか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

それでは原案の通り承認すること認めます。

従いまして、議案第31号、東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則の一部を改正する規則については、提案の通り承認することに決定いたします。

続いて議案第32号及び第33号については関連がありますので、一括して審議を行ないます。

議案第32号、東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、及び議案第33号、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定についてを議題とし審議を行ないます。

本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。

教育次長

議案第32号、東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について説明します。

東彼杵町立小・中学校管理規則（昭和38年教育委員会規則第1号）の一部を、別紙の通り改正したいので、教育委員会の承認を求めます。

提案の理由は、学校の働き方改革を総合的に推進するために、教育委員会において職務内容を定め、求められる役割や職務の範囲を明確化するにあたり、規則の一部を改正する必要があるため、教育委員会に承認を求めます。

改正内容については新旧対照表を参照ください。

（以下、議案書の新旧対照表により説明を行う。）

以上ですが、付則については、この規則は令和6年4月1日から施行することとして

います。

次に、議案第33号、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定です。

議案書の別紙のとおり制定することについて教育委員会の承認を求めるものであり、提案の理由は、東彼杵町立小・中学校管理規則（昭和38年教育委員会規則第1号）第15条の3の規定により必要な事項は別に教育長が定めるとあり、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する必要な事項を要綱で示します。

（以下、議案書により、要綱の各条文の説明を行う。）

最後に付則として、この要綱は令和6年4月1日から施行することとしています。

説明は以上です。

教育長

これから質疑を行ないます。

質疑のある方は、最初に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

山口委員

養護教諭・栄養教諭の職務の内容については、これまで規則には無かったということと、今回の改正で一番最初の「第15条の3」の位置に挙げたのは、何か理由や意図があるのですか。

教育次長

説明資料の新旧対照表には、今回の改正内容に関する部分のみですが、前条の「第15条の2」では、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。）ということで、教諭等の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容、その他教諭等の職務の遂行に関する事項を規定しています。

また前2条の「第15条」では、「学校には校長、教頭及び教諭を置く。」という内容です。

このような流れから、第15条の3に、栄養教諭の職務の内容を位置づけ、改正前の第15条の3の「副校長」からを下げ、全体的な条文の流れを見やすくするために第15条の3に条立てをしています。

教育長

昨年度、教諭等と事務職員等の職務内容の例規の検討をして決めたわけですが、今度は、養護教諭と栄養教諭がまた新たに文科省の方から参考例が来たので、それを基にまた作ったということです。他に質疑ありませんか。

川原委員

議案33号に関連して、要綱別表第2、栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例の

内の町内食育推進委員会の町内とはどのようなことですか。

教育次長

町内とは、食育の推進を図ることとして各小・中学校に設けている食育の啓発推進や対策検討といった専門委員会があり、その町内学校としての意味で町内としております。

川原委員

学校以外の関係者や機関等も関係しているのですか。

教育次長

学校関係者のみで構成する推進委員会となります。

川原委員

町内と表示しなくても良いのではないかと思います。学校外での食育推進委員会と思っ
てしまっただが、内容が分かれば問題ありません。

教育次長

町部局とは関係ない内容であり、町内の小中学校に関係した推進委員会ということ
でご理解いただき、このままでも差支えなければ、この内容でお願いしたい。

川原委員

了解した。差支えはないです。

教育長

他に質疑ありませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

質疑なしと認めます。なお、この内容は校長会にも説明し検討しております。

議案第32号、東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、及び
議案第33号、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の
遂行に関する要綱の制定についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議のとおり承認することに異議はありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第32号、東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則に
ついて、及び議案第33号、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職業の内容及びその例並

びに職務の遂行に関する要綱の制定については、審議の通り承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

① 令和6年度東彼杵町教育の重点事項（案）について

教育次長

令和6年度東彼杵町教育の重点事項（案）について協議をお願いします。

内容については、粒崎教育長から説明します。

教育長

令和6年度として、大きなテーマは変えていませんが、サブテーマを変更しており、令和5年度では、「個人の幸せと社会全体の幸せ、いわゆるウェルビーイングを目指す」としていましたが、より分かりやすくと思い、「一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せの実現を目指す」という文言に変えております。

また、4月での町長再選を受けての教育大綱に合わせて、その大きなテーマとした「教育が生きがいを作る」という言葉を用いて、「子どもの今の幸せな学びが、将来の生きがいと幸せをつくる（誰一人取り残さない教育）」として、将来の幸せのために、今現在も楽しく幸せに学習することが、将来の自分の幸せに繋がるってというような意味として掲げました。

（以下、別添資料により詳細な説明を行う。）

教育次長

次に、教育総務係重点施策について、総務係長から説明します。

総務係長

重点施策として、「児童生徒の学校生活の充実を図るため、教育環境の施設・設備の充実に努める。」こととして、次の「1. 学校教育環境の整備を図る」、「2. 学校給食の安全安心な提供と食育の充実を図る」、「3. 教育行政経費の効率化を図る」の3項目について取り組みを図ります。

（以下、別添資料により詳細な説明を行う。）

山口委員

学校教育環境の整備の1（4）での「未来の教室」については、どのような状況でしょうか。

総務係長

令和6年度予算検討で町単独での事業実施は厳しい状況から、令和6年度では補助事業を研究することにしております。実際具体的にそのような事業があるということですので情報収集を行っていきます。

橋本委員

その補助事業は県の補助でしょうか。

総務係長

国の事業になり、DX関係になります。

教育次長

総務省の地方創生事業に係るデジタル田園都市構想交付金の事業メニュー例としてありますが、事業要件等も高いようで、まずは計画認定をうける必要がありますので、検討にも時間を要する内容です。

教育長

中学校の内部改修工事は1年でやれず、2か年に分けた理由は为什么呢。

総務係長

財政面と補助事業の活用が大きな理由です。

内部改修工事の内容によって、国庫補助事業の対象になるものがありますので、補助対象事業で実施する部分を令和6年度に行い、残りを令和7年度に計画していく予定です。

② 令和6年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会「理事」の選出について

【協議結果】

令和6年度市町村教育委員会連絡協議会の理事の選出について協議を依頼し、協議の結果、令和5年度に引き続き、橋本委員で決定する。

③ 特別支援教育リーフレットについて

教育次長

特別支援教育に係るリーフレットを現在作成しており、次年度から活用したいと考えておりますので、ご意見等をお願いします。

説明を山口指導主事から行います。

山口指導主事

特別支援教育についての理解や学校の支援体制、就学支援の流れを説明する資

料を作成中で、就学相談が増えている状況を踏まえ、特に保護者への説明で活用予定です。

データ作成には各学校の責任者や特別支援学校の校長等にも協力を得て、5月あたりに小学校に配布し、また必要に応じて子ども園にも提供を行う予定です。

(委員からの質疑はなし。)

教育次長

ご意見等も無いようですので、この内容で決定し、リーフレットを作成することにします。

(4) 報告事項

① 令和5年度町学力調査の結果、考察について

教育次長

昨年11月に実施しました町学力調査結果について、報告します。

説明は山口指導主事から行います。

山口指導主事

学力調査結果を偏差値で示し全国平均と比較。国語では小学1年、3年、5年が全国を超えており、算数では1年、3年、4年、5年が全国を超えていることが確認できた。4月実施時と比較して小学校の国語と算数の結果は向上しているが、中学1年の数学では4月との比較結果は下がっており、4段階階層を見た場合、数学はA層（理解度高い層）が減少、B層（理解度低い層）が増加しており、理解に困難を感じる中学生が増えているという状況を注意して観察しています。

なお、別冊の資料ですが、今回の学力調査委託先の業者から本町の実態を分析していただいた資料です。

本町では、AIドリル「ドリルパーク」を取り入れ、個々の学習に最適化され、学力調査で解からなかった問題を、学年を遡って提供し、特にD層の成果向上に貢献しており、またタブレットの持ち帰り学習でも活用され、次年度のアップデートでは、問題集の内容も増え、小学1～3年生でもAI対応が可能になるとともに、中学校では高校入試の問題が出題され、問題を印刷せずにドリル内で解くことができるようになる予定しています。

また学力向上に向けて、テストパークはタブレットで単元ごとにテストが可能になるシステムで、従来は全範囲から出題されていた問題を、授業した単元、そしてその生徒が理解できなかった部分に特化して出題することで、個別化された学習が可能になります。このシステムは令和7年度から実用化され、現在モニターとしての申請を行っているところです。

その他にも来年度から導入するソフトで、認知能力と言語能力を高め学力の下支えをするマルブランドもモニターで今年度に取り組みます。

教育次長

学力調査の結果考察並びに次年度に向けた ICT 教育カリキュラムの内容について説明をいたしました。

② 教育支援員の配置計画について

教育次長

令和 6 年度に東彼杵中学校に教育支援員を 1 名配置する予定です。

業務内容は、不登校傾向生徒学習支援や校内の教育支援教室の対応、また色々な形で問題行動に対して生徒支援ということでスクールカウンセラーに繋ぐ、その他教師の授業支援等を行って頂きます。

③ 県市町村教育委員会連絡協議会「令和 7 年度文教施策と予算に関する要望調査」について

教育次長

本件要望調査については、以前、町教育委員会で検討し要望をあげております。要望項目は、各市町から要望が多かった順に長崎県の要望として事務局でまとめ、全国市町村教育委員会連合会へ提出された旨の報告内容です。資料を添付していますので、後ほどご参照してください。

④ 2 月行政報告

教育次長

資料により、説明を行う。

⑤ 3 月行事予定

教育次長

資料により、説明を行う。

4 その他

① 令和 6 年度教職員人事異動辞令交付式について

令和 6 年 4 月 1 日（月）13 時 30 分 教育センター 2 階大会議室

② 令和6年度小中学校入学式日程について

東彼杵中学校 : 4月 9日 (火) 10時開式

千綿小学校・彼杵小学校 : 4月10日 (水) 10時開式

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を4月2日(日)の13時30分から開催することに決定する。

17時16分 閉会

議事録署名

令和6年5月14日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人

